

令和 6 年度

第 4 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 6 年 7 月 5 日(金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（8 月 1 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

議案第 6 号 庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認について

議案第 7 号 庄原市農業委員会非農地証明申請の取り扱い基準について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗		○	15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之		○	17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二		○
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	田邊 徹		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 任	木村 泰三	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主 任	石田 泰清	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 普耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主 任	光永 稔彦	○	

事務局員 (本庁)	ただ今より、令和6年度第4回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)、本日、3番木村委員、5番入谷委員、18番前田委員、24番榮田委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。 (挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は20名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。4番増谷委員さん、6番財間委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号23から32の10件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号23から32の10件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	それでは受付番号23から32の10件について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長	挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法 附則 第 5 条第 1 項の規定に基づく農地利用集積計画書の令和 6 年 6 月期の申出分については、「令和 6 年 8 月 1 日公告 利用権設定内訳」とおりです。 今回、利用権設定（一般分）が 27 件 108,843 m²、利用権設定（農地中間管理事業分）が 6 件 44,360 m²となっています。 農地中間管理事業分については、農地中間管理機構からの転貸先として、比和町の農地を ○○さまへ 25,532 m²、○○さまへ 18,828 m²となっております。 以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。 説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 「農用地利用集積計画の決定」について提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員により、決定されました。
議長	続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号 7 について事務局からの説明をお願いいたします。 (説明 以下 概要)

事務局員 (本庁)	受付番号 7 位置等：説明資料の 6、7 ページに記載 転用事由：宅地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外不要
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。 (なしという声)
議長	それでは、採決に移らせていただきます。 「農地法第 4 条の規定による許可申請」受付番号 7 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。受付番号 13 から 20 の 8 件について事務局からの説明をお願いいたします。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 13 位置等：説明資料の 6、8 ページに記載 転用事由：宅地 資金計画：自己資金と借入資金 他 法 令：隣の宅地から越境している既存の車庫については、50 年ほど前に建設し、そのまま使用していたことの顛末書を提出済 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外不要

事務局員 (総領出張所)	受付番号 14 位置等：説明資料の 9、10 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備への進入路（管理道） 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 受付番号 15 位置等：説明資料の 9、11～14 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 受付番号 16 位置等：説明資料の 9、15～17 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 受付番号 17 位置等：説明資料の 9、18～23 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み
-------------------------	---

事務局員 (総領出張所)	受付番号 18 位置等：説明資料の 9、18～23 ページに記載 転用事由：駐車場 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 受付番号 19 位置等：説明資料の 9、21～23 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み 受付番号 20 位置等：説明資料の 9、25～34 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。
6 番財間委員	今回、総領地域で太陽光発電設備の設置を目的とした申請が多くありますが、住民の方とは設置について協議は滞りなく進んでいるのでしょうか。総領地域は太陽光発電設備の設置が増加していると感じており、住民の生活に支障がないのか気になります。
議長	現地確認をされた堀江委員さん、説明をお願いします。

2 番堀江委員	現在のところ、住民の生活に影響するといった問題は発生しておりません。現地確認の際には申請者に必ず近隣住民の同意を得ることを要請しています。
事務局員 (総領出張所)	総領支所への住民からの相談や苦情等も現在のところございませんので補足いたします。
議長	ありがとうございました。 他にはございませんか。
16 番金本委員	説明の中では日照りや水の問題等はないということでしたが、他地域の事例として、設置後の管理について十分でないという問題も聞いております。設置後の管理については申請業者とどのように話をされているのでしょうか。
事務局員 (総領出張所)	太陽光発電設備の設置後の管理については、現在のところ申請業者とまだ詳細な話はできていません。今後、申請業者には管理について注意喚起をしてみたいです。
議長	ありがとうございました。 他にはございませんか。 (なしとの声)
議長	無いようですので採決に移ります。 「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号13から20の8件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしという声)
議長	それでは「農地法第5条の規定による許可申請」受付番号13から20の8件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第5号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号14から21の8件について、事務局から説明を求めます。

事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号 14 位置等：説明資料の 6, 35 ページに記載 潰廃事由：父の相続手続きで不動産確認をしていたところ、申請地が農地であったことを知り、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：現地に入れないほどの雑木などに覆われた状態で、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 15 位置等：説明資料 6, 36 ページに記載 潰廃事由：国道 183 号交通安全施設整備工事の用地買収で店舗兼住宅を現在の場所に建てた際、農地転用の手続きを経ず建築確認・工事が行われ、現在は、宅地の一部として利用しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：土地の状態が深さ 30 c m くらい砂利交じりの土であり、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 16 位置等：説明資料の 6, 37 ページに記載 潰廃事由：平成 9 年頃から事業所に貸し、資材置場として利用されており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：造成し砂利が敷設してあり、墓石等の資材が置いてあるため、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 17 位置等：説明資料の 6, 38 ページに記載 潰廃事由：父から相続した土地で、申請者の記憶では申請地は以前より自宅の庭の一部として利用されており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：住宅の前にある庭で、住宅と一体的に利用されており雑種地であると確認。
----------------------	---

事務局員 (東城出張所)	受付番号 18 位置等：説明資料の 39, 40, 41 ページに記載 潰廃事由：(山林) 農地として立地条件が悪く、担い手が見つからないまま数十年前から農地として使用せず山林となっていたため、このたび地目変更登記をする。 (原野) 担い手が見つからず、管理ができない状態になった。本来農地法に基づく非農地申請の手続きをすべきであったが、現在までできなかったため、このたび地目変更登記をする。 現地確認：(山林) 背丈の高い木が生い茂って山林化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 (原野) 草木が生い茂っており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (口和出張所)	受付番号 19 位置等：説明資料の 42, 43 ページに記載 潰廃事由：平成元年ごろ圃場整備が行われ、申請地手前まで農道が作られた。その際に申請地が山の進入路として整備されたため（顛末書あり）。 現地確認：生活用道路として利用されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (口和出張所)	受付番号 20 位置等：説明資料の 42, 44 ページに記載 潰廃事由：平成 15 年ごろから体力面の問題で耕作地を狭めたが、笹や木々が生い茂り農地として利用できなくなったため。 現地確認：木々が生い茂って原野及び山林化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (総領出張所)	受付番号 21 位置等：説明資料の 9, 45 ページに記載 潰廃事由：平成 5 年ごろに住宅を建てたが、登記地目が田のままであったことが発覚し、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：建物が建って、相当な年月が経過しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号 14 から 21 の 8 件を一括で採決したいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしという声)
議長	それでは、「非農地証明申請」受付番号 14 から 21 の 8 件について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 6 号「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局員 (農業振興課)	資料にて、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、農用地区域からの除外等、計画の変更をしようとする土地について状況並びに変更する理由について説明 以下略)
議長	ありがとうございました。 皆様から質問等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 6 号について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員決定されました。

議長	続きまして、議案第 7 号「庄原市農業委員会非農地証明申請の取り扱い基準について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、庄原市農業委員会に申請される非農地証明申請は、広島県が作成した「農地法に関する各種証明事務取扱ガイドライン」に準じて取り扱うこととし、非農地判断を慎重に行う基準を設けることを説明。
議長	ありがとうございました。 ご質問等はございますか。
8 番寺西委員	自然かい廃について、具体的どのような状況を自然かい廃というのかをお聞きしたいです。
事務局員 (本庁)	例としましては、 ・山林の中に整備された田の担い手が見つからず管理できなくなり、周囲の山林と一体化した ・長年耕作していた田の担い手や後継者が見つからず、管理できないまま放置されていて木々が生い茂り原野化した といったものがあります。
議長	それでは採決に移ります。 議案第 7 号「庄原市農業委員会非農地証明申請の取り扱い基準について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ○会長報告 ○報告事項 ・拡大役員会（総会終了後）午後 3 時 50 分より開始 ○今後の主な日程 の報告を行った。

議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんからご質疑、意見等はございますか。 (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第4回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時30分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和6年7月5日

議長
(道下 和子) _____

4番委員
(増谷 克則) _____

6番委員
(財間 敏行) _____